

令和7年度 第1回
大口町下水道事業経営審議会

令和7年6月20日

本日の議事

1. 大口町下水道事業の概要
2. 下水道事業経営の基本的考え方
3. 令和6年度決算状況

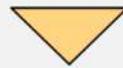
1. 大口町下水道事業の概要

下水道とは

◇下水道法第2条◇

一 **下水** 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「**汚水**」という。)又は**雨水**をいう。

二 **下水道** 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

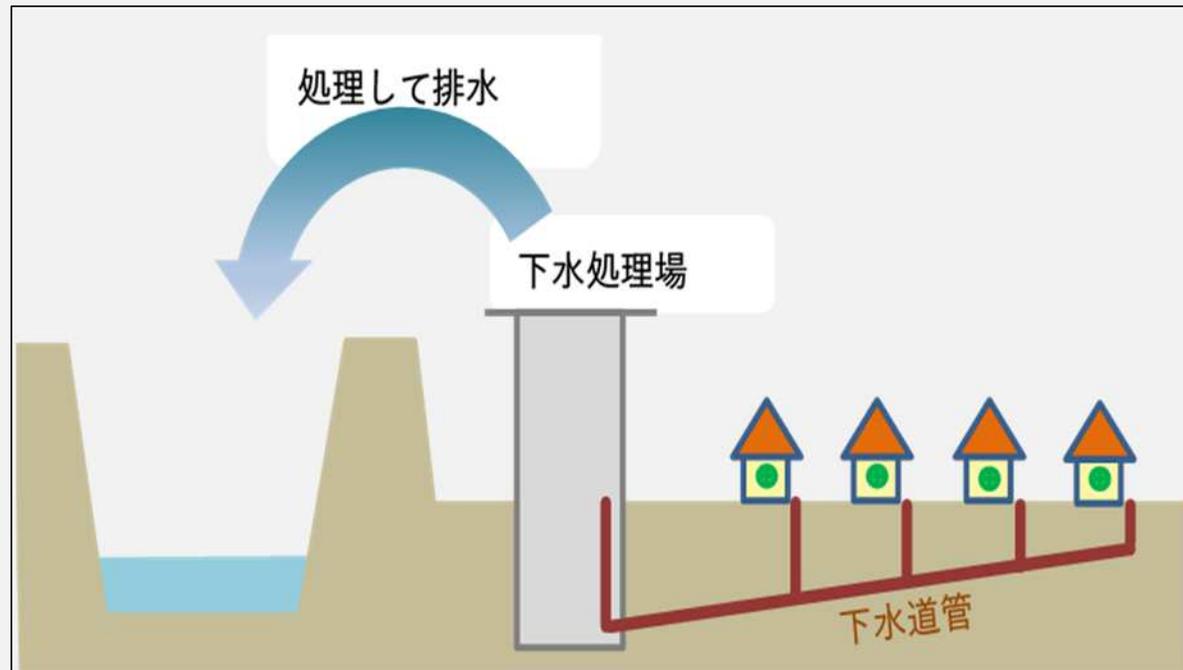


「**汚水**」と「**雨水**」を適切に処理、排水するための施設のことである。

下水道は大きく「**汚水事業**」と「**雨水事業**」の2つに分類される。

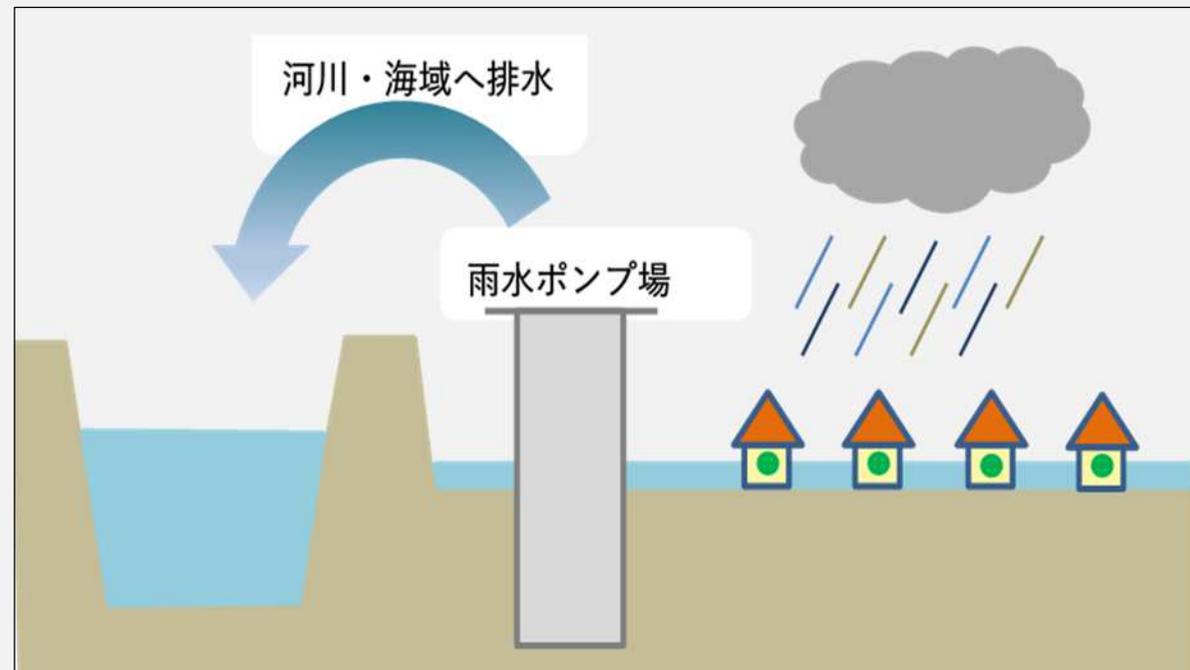
汚水事業とは

私たちが家庭で使い汚れてしまった水(汚水)は、屋内の排水管を通り下水道管に集められ、下水処理場まで運ばれ処理される。汚水をすみやかに排除する下水道が整備されることで、汚水が街の中を流れることがなくなり、街や河川、海が清潔に保たれ、ハエ・蚊等の害虫や悪臭の発生を防ぐことができる。



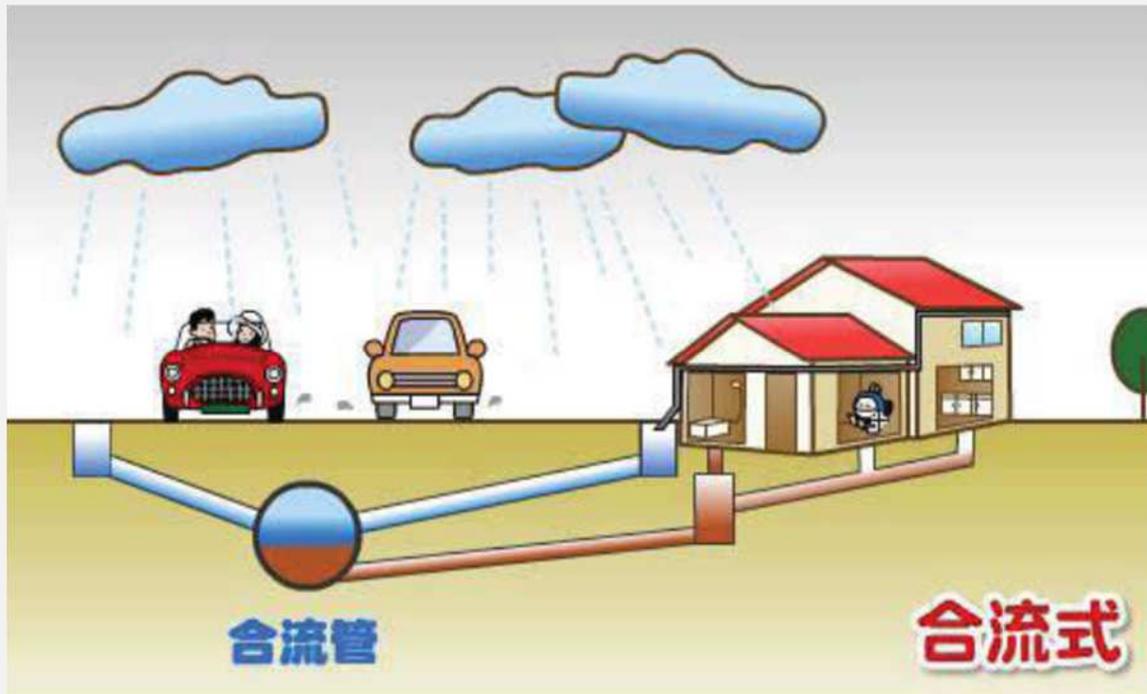
雨水事業とは

市街地の雨をすみやかに排除し、私たちの暮らしを守ることも下水道の大きな役割である。大雨で街が浸水しないよう、雨水排水施設で素早く排水する。



合流式下水道と分流式下水道

合流式下水道は雨天時の流下流量が晴天時の一定倍率以上になると、超過した流入水(汚水+雨水)は公共用水域に直接放流される構造となっている。

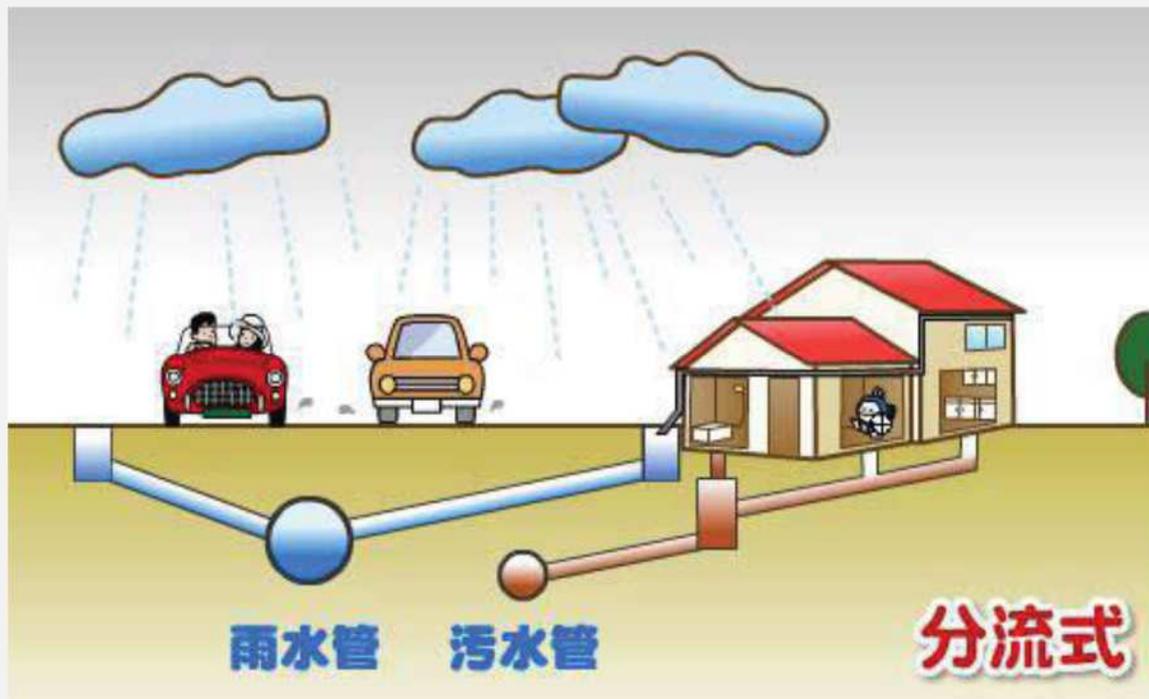


強い雨の日は、市街地を浸水から守るため、汚水混じりの下水が河川等に放流される。

(出典) 国交省HP

合流式下水道と分流式下水道

大口町の下水道は、汚水と雨水が別々の下水道管を流れる「分流式下水道」として整備している。分流式下水道は、雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないため、水質汚濁防止上有利となる。



2本の下水道管を整備するため、合流式と比較して、整備に時間を要するとともに事業費が高い。

単独公共下水道と流域関連公共下水道

公共下水道 = 下水を排除し、または処理するために
地方公共団体が管理する下水道のこと

「単独公共下水道」と「流域関連公共下水道」に分類される。

◇単独公共下水道◇

1つの市町村の区域における下水を排除するものであり、
かつ、終末処理場を有するもの。

大口町は流域関連公共下水道

◇流域関連公共下水道◇

2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、
かつ、終末処理場を有するもの。

五条川左岸流域関連公共下水道と五条川右岸流域関連公共下水道



流域関連公共下水道

◇五条川左岸浄化センター(愛知県)◇

対象市町(犬山市、小牧市、岩倉市、**大口町**)

- ・計画区域面積 (5,499ha)
- ・計画処理人口 (20.4万人)
- ・計画処理能力 (13.0万m³/日)



◇五条川右岸浄化センター(愛知県)◇

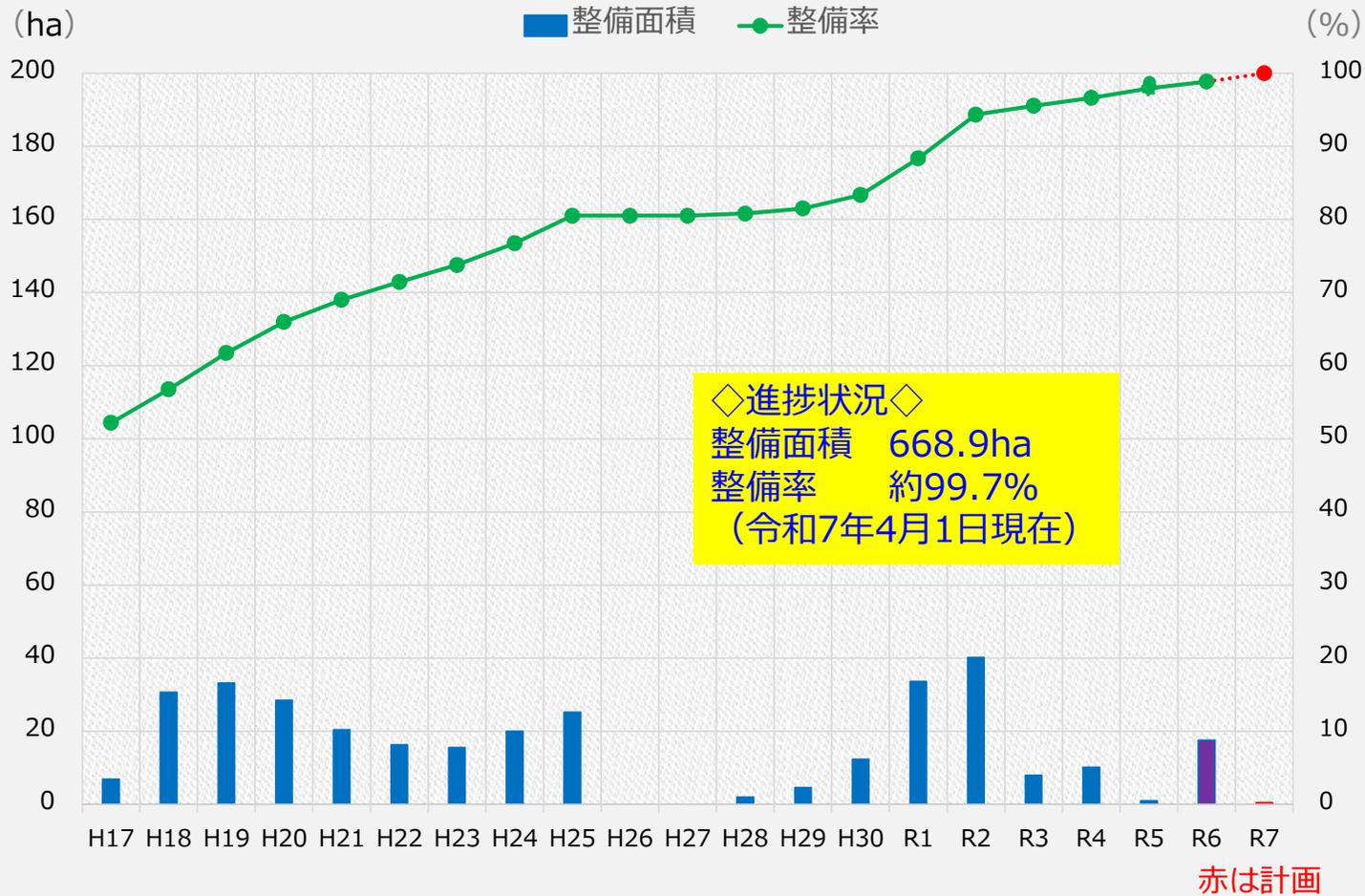
対象市町(一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、**大口町**、扶桑町)

- ・計画区域面積 (4,010ha)
- ・計画処理人口 (18.7万人)
- ・計画処理能力 (8.8万m³/日)



※ 令和6年9月末時点

下水道整備計画及び進捗



令和4年度
 ○右岸の面整備 (竹田地区)
 ○左岸の詳細設計



令和5年度
 ○右岸の面整備 (竹田地区)
 ○左岸の面整備
 (丸、中小口 他)



令和6年度
 ○左岸の面整備、計画の見直し



令和7年度末
 ○左岸の面整備
 整備はほぼ完了する見込

汚水管の維持管理（清掃）

清掃前



管に付着した汚れが確認できる。将来的に詰まりが発生する恐れがある。



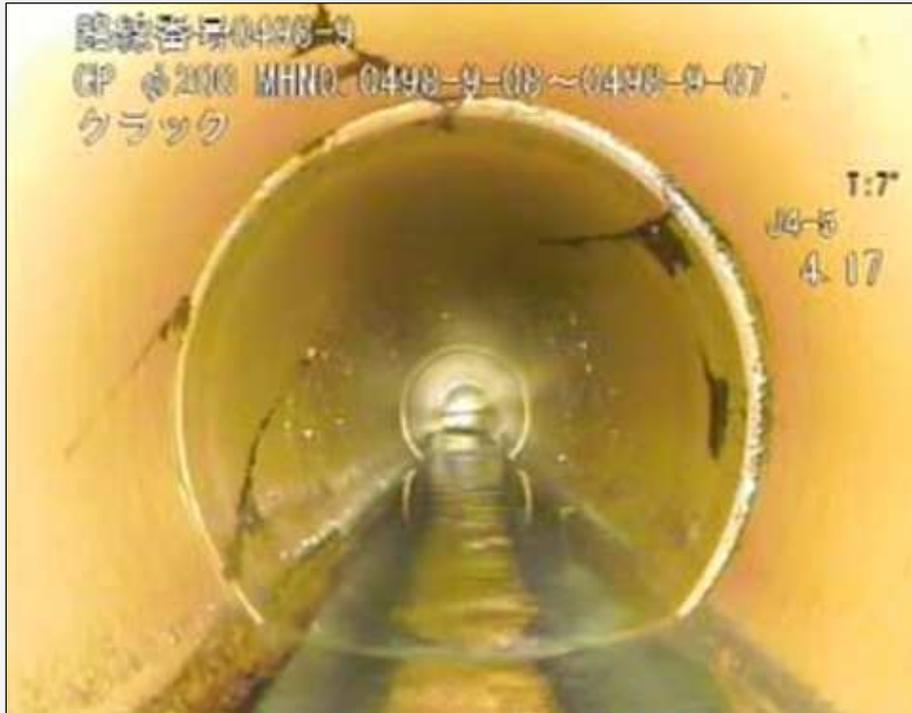
清掃後



付着した汚れを落とし、定期的な清掃で詰まりを防止することができる。

維持管理（不具合の様子）

クラック（ひび割れ）



浸入水



安心して下水道を利用してもらうために、適切な維持管理を行っていく必要がある。

浸入水の映像



(55秒)

2. 下水道事業経営の基本的考え方

下水道事業の経営原則

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって継続していく「**独立採算制の原則**」が適用される。
- 下水道事業に係る経費の負担区分は、「**雨水公費・汚水私費**」が原則。
ただし、汚水処理に要する経費の内、公共用水域の内、水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

独立採算の原則

◇(経費の負担の原則)地方公営企業法第17条の2第2項◇
地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**



「下水道使用料」を軸に
自立性をもって事業を継続することが求められている。

しかし、使用料収入だけで経営は成り立たない。

地方公営企業繰出金について

令和6年度の地方公営企業繰出金について(通知)

総財公第26号
令和6年4月1日

第7 下水道事業

- 1 雨水処理に要する経費
- 2 分流式下水道等に要する経費
- 3 流域下水道の建設に要する経費
- 4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- 5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- 6 不明水の処理に要する経費
- 7 高度処理に要する経費
- 8 高資本費対策に要する経費
- 9 広域化・共同化に要する経費
- 10 地方公営企業法の適用に要する経費
- 11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- 12 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- 13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費

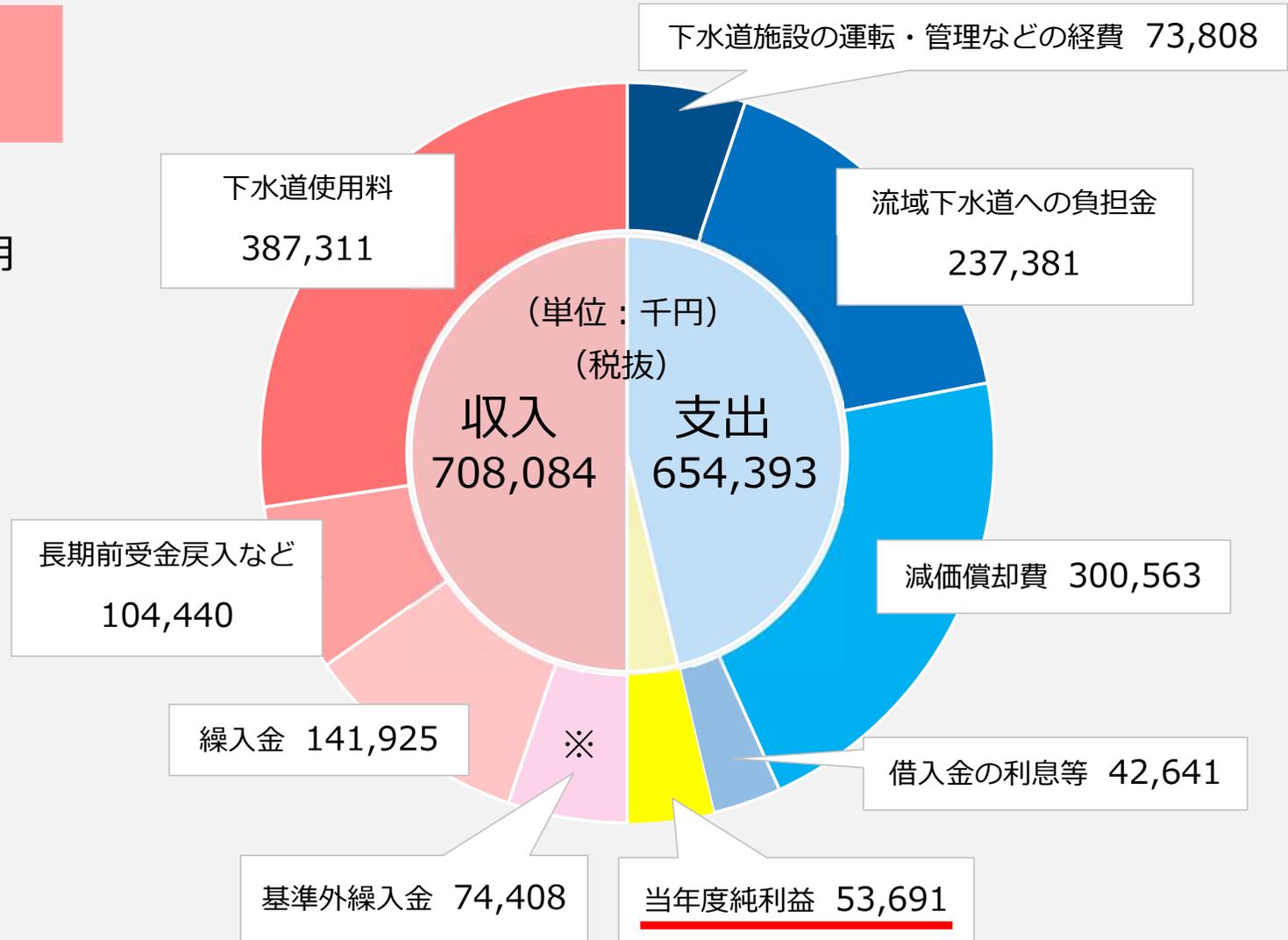
3. 令和6年度決算状況

令和6年度決算状況

収益的収支

下水道事業の経営活動に伴って発生する収益と費用

※基準外繰入金を一般会計からもらわずに、継続的に利益を出すことが下水道事業の課題です

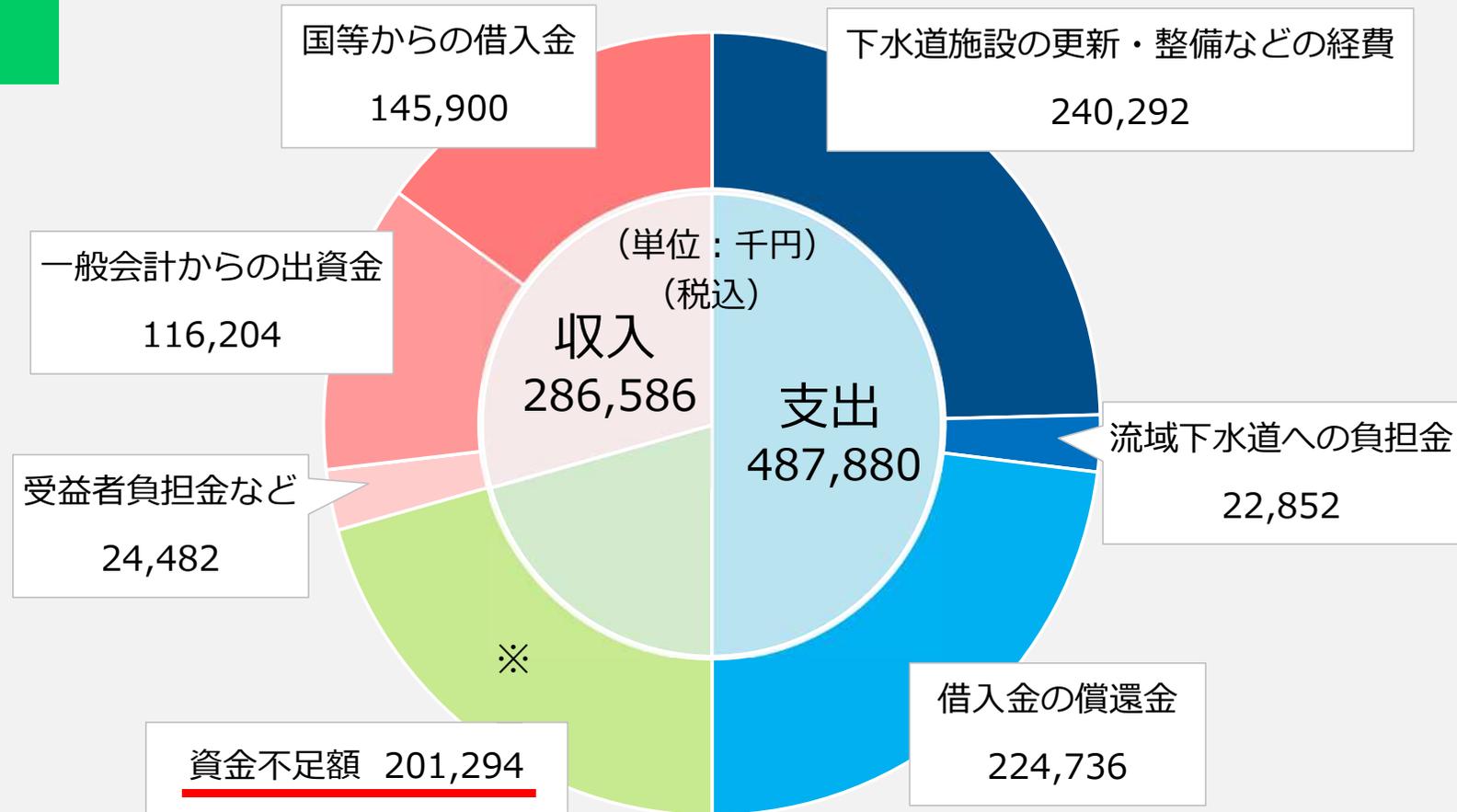


令和6年度決算状況

資本的収支

管路の工事や企業債の
元金償還などの費用と
その財源となる収入

※資本的収支の不足額は、
減価償却等により事業内
部に留保される損益勘定
留保資金等を財源として
補てんしています



令和6年度に実施した主な工事

◎面整備

中小口五丁目他地内

約435m



下水道区域の拡張

◎管更生工事

替地二丁目、豊田三丁目、
新宮二丁目、御供所二丁目、
下小口四丁目地内



約1,037m



不明水の削減
有収率の向上

◎排水設備申込み

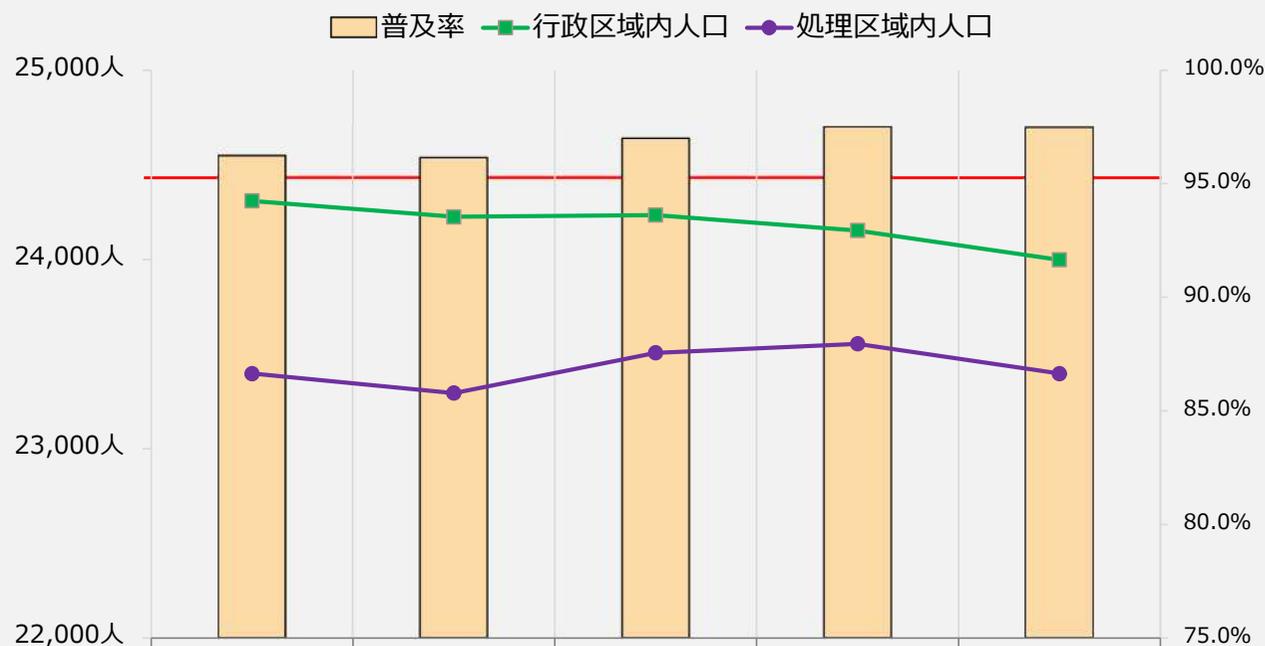
119件

〔 うち 一般 111件
営業・工場 8件 〕



接続件数の増加
使用料収入の増加

行政区域内人口、処理区域内人口と普及率



・行政区域内人口は令和2年度から減少している。

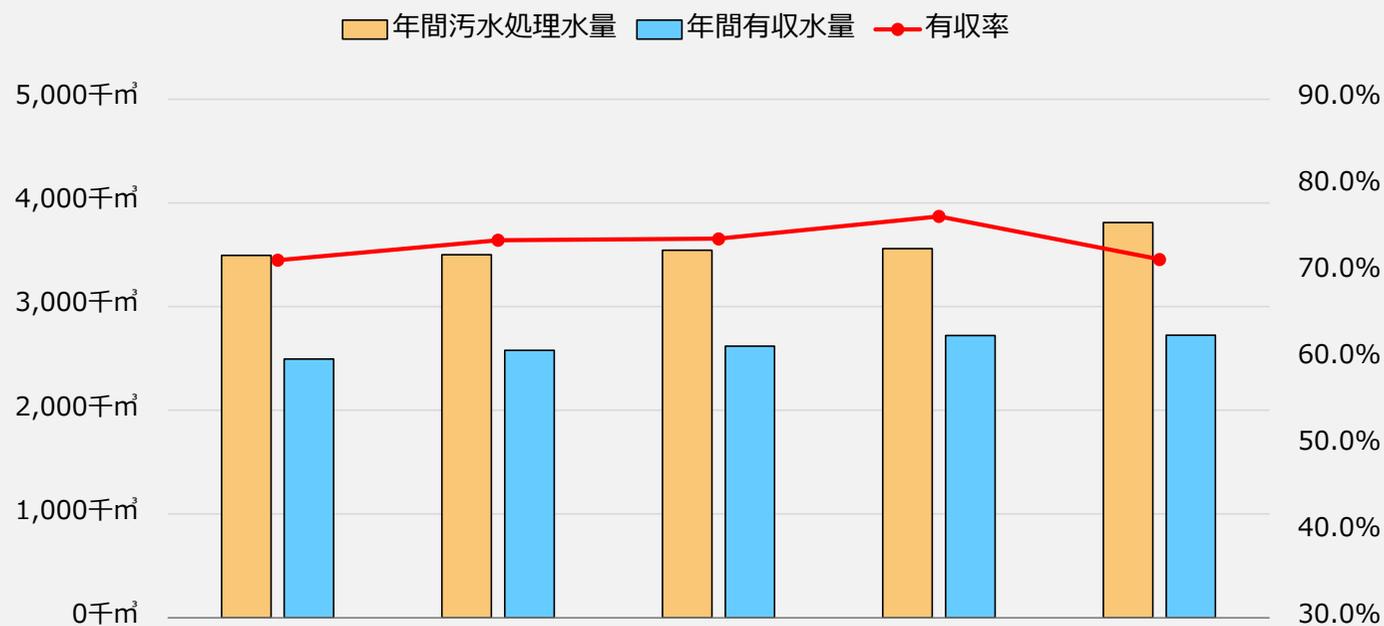
・処理区域は広がっているが、令和6年度の処理区域内人口は減少した。

・普及率は概成している。令和6年度は前年度と変わらなかった。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口	24,310人	24,225人	24,234人	24,153人	23,998人
処理区域内人口	23,397人	23,295人	23,507人	23,554人	23,397人
普及率	96.2%	96.2%	97.0%	97.5%	97.5%

概成とは、汚水処理人口普及率が95%以上となること。

汚水処理水量、有収水量と有収率



・令和6年度は汚水処理水量と有収水量の差が開き、**有収率**が下がってしまった。

・管路の老朽化による不明水の増加は今後も懸念されるため、継続的な対策が必要となる。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間汚水処理水量	3,493,508m ³	3,499,090m ³	3,544,203m ³	3,558,823m ³	3,810,975m ³
年間有収水量	2,493,405m ³	2,577,784m ³	2,617,465m ³	2,720,077m ³	2,723,285m ³
有収率	71.4%	73.7%	73.9%	76.4%	71.5%

有収率

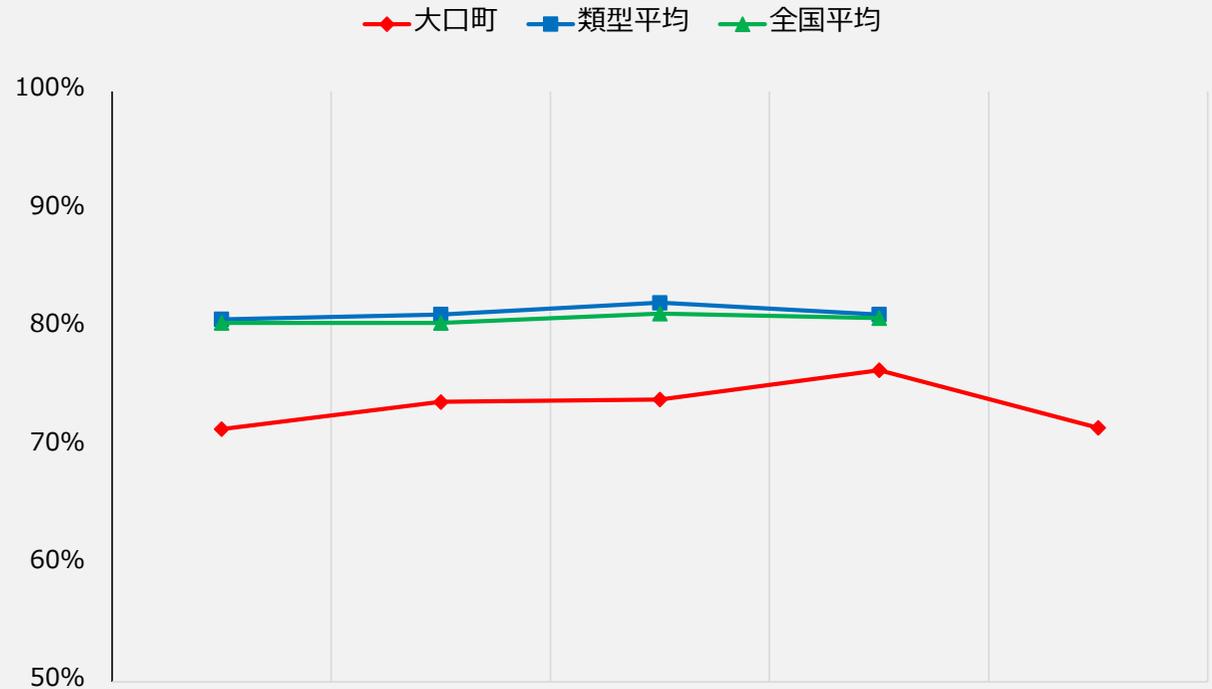
○算定式

$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。
有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的である。

- ・ 類型平均、全国平均と比べ指標は悪い。大口町の不明水が多いことが原因である。
- ・ 継続して管路の更新工事を実施しているが、令和6年度の指標は低下した。

総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のうち「下水道事業比較経営診断表」を参照。令和6年度分は公表前のため、大口町決算値とする。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大口町	71.4%	73.7%	73.9%	76.4%	71.5%
類型平均	80.7%	81.1%	82.1%	81.1%	
全国平均	80.4%	80.4%	81.2%	80.8%	

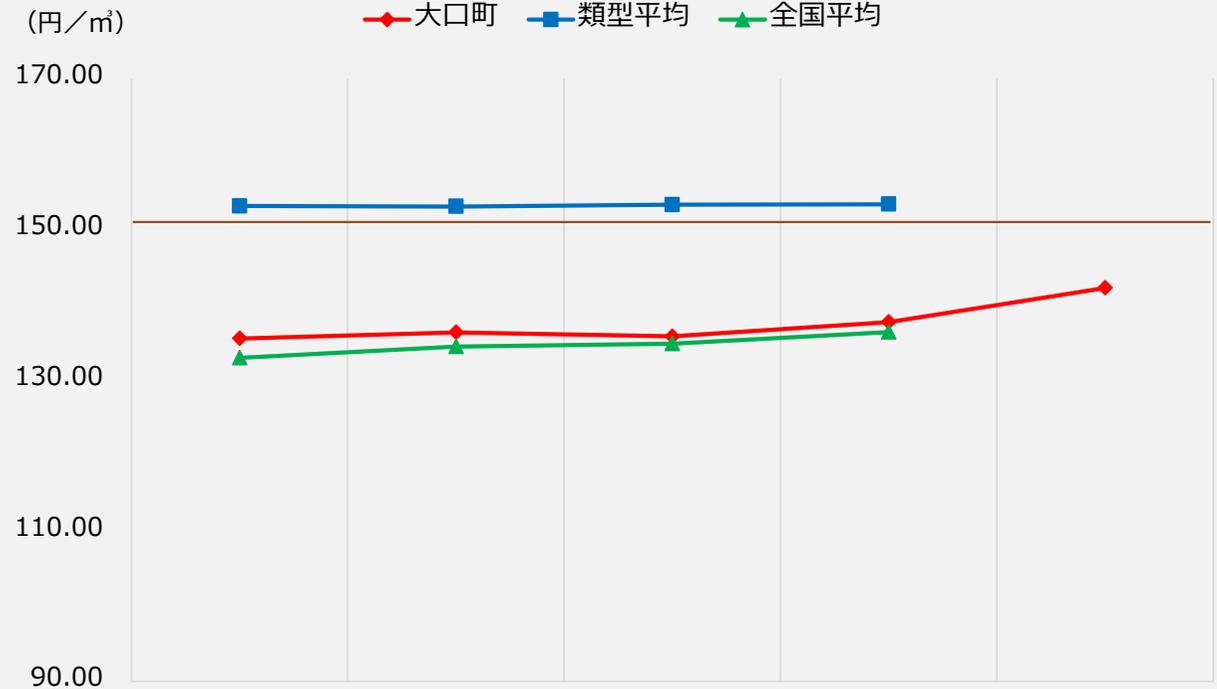
使用料単価

○算定式

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

有収水量 1 m³当たりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。

- ・令和2年度はコロナ減免分を使用料収入とみなした場合、指標は () となる。
- ・大口町は令和4年度までは税込単価。
- ・令和5年度の使用料の改定により、令和6年度の使用料単価は向上したが、150円には届いていない。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大口町	121.50 (135.50)	136.31	135.77	137.67	142.22
類型平均	153.07	153.02	153.25	153.32	
全国平均	132.94	134.43	134.81	136.36	

※表中 () 内の数字はコロナ減免分を加えた場合

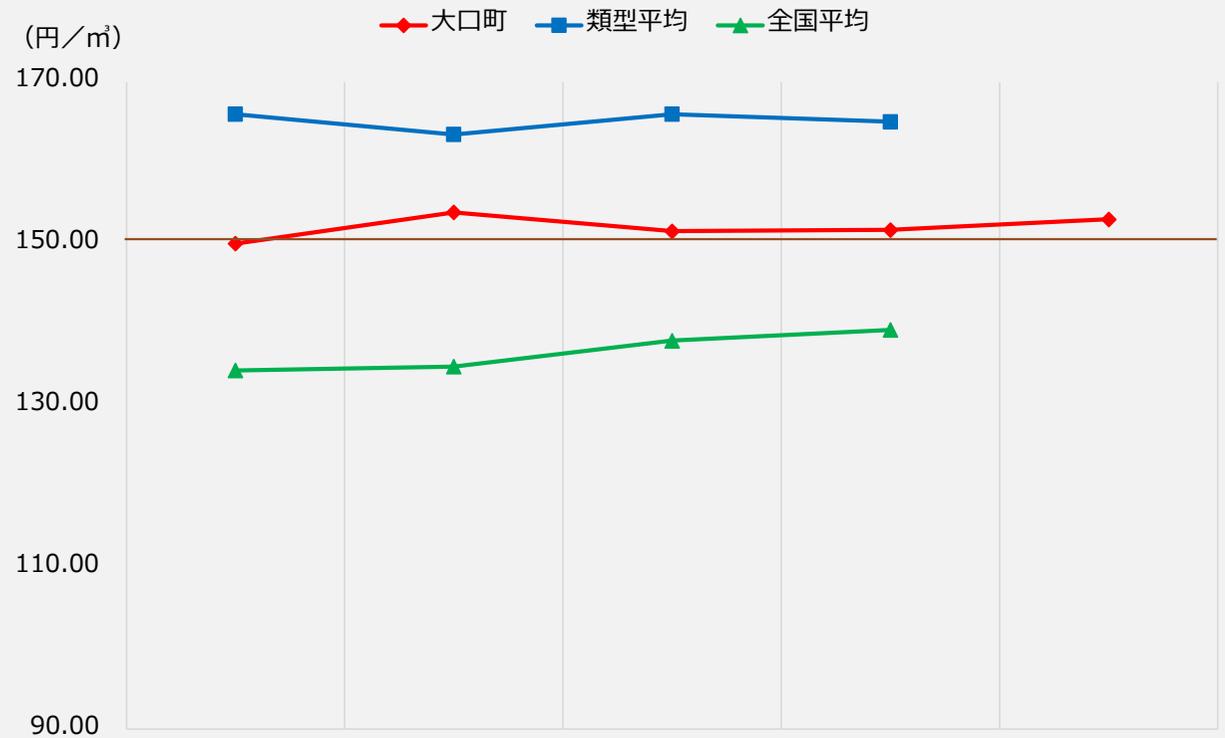
污水处理原価

○算定式

$$\text{污水处理原価(円/}\text{m}^3\text{)} = \frac{\text{污水处理費}}{\text{年間有収水量}}$$

有収水量 1 m³当たりの污水处理費であり、その水準を示す。

- ・大口町は令和4年度までは税込単価。
- ・令和5年度は公会計に移行し、污水处理原価が高くなっている。
- ・使用料単価と比較されるため、将来的には使用料単価が污水处理減価を上回ることが望ましい。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大口町	150.00	153.88	151.53	151.69	153.01
類型平均	166.01	163.48	165.99	165.06	
全国平均	134.33	134.79	138.00	139.35	

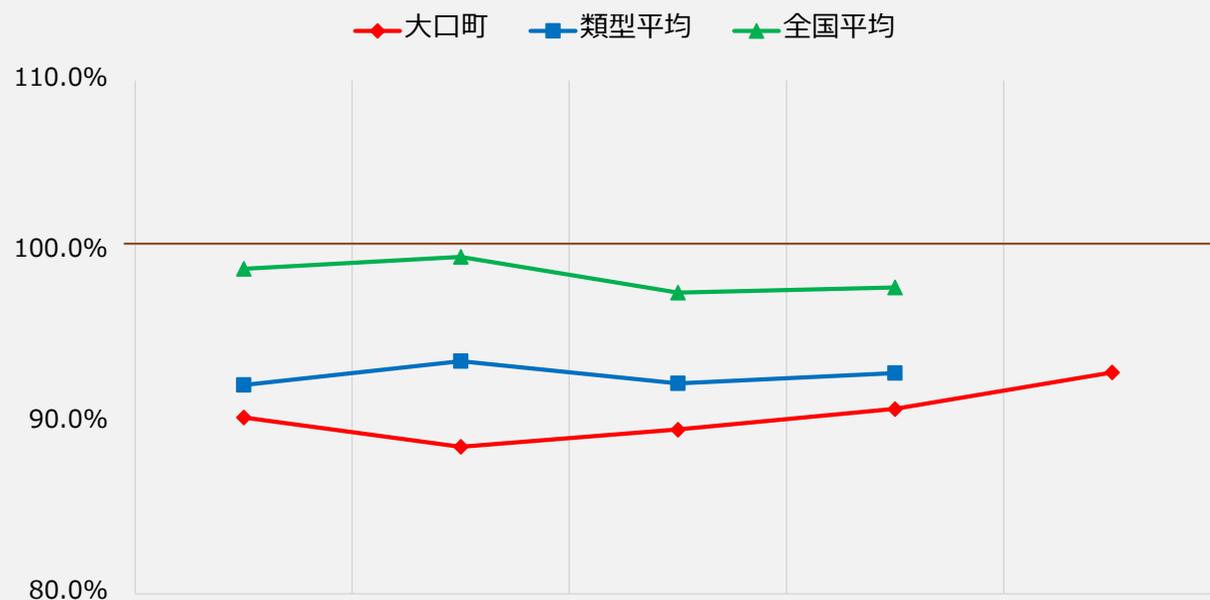
経費回収率

○算定式

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標である。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則である。

- ・令和2年度はコロナ減免分を使用料収入とみなした場合、指標は（ ）となる。
- ・大口町は令和4年度までは税込単価。
- ・令和5年度で使用料の改定を実施したが、100%には届かなかった。次回の使用料改定では、100%以上を目指し、改定率を検討する。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大口町	81.0% (90.3%)	88.6%	89.6%	90.8%	93.0%
類型平均	92.2%	93.6%	92.3%	92.9%	
全国平均	99.0%	99.7%	97.6%	97.9%	

※表中（ ）内の数字はコロナ減免分を加えた場合

水洗化率

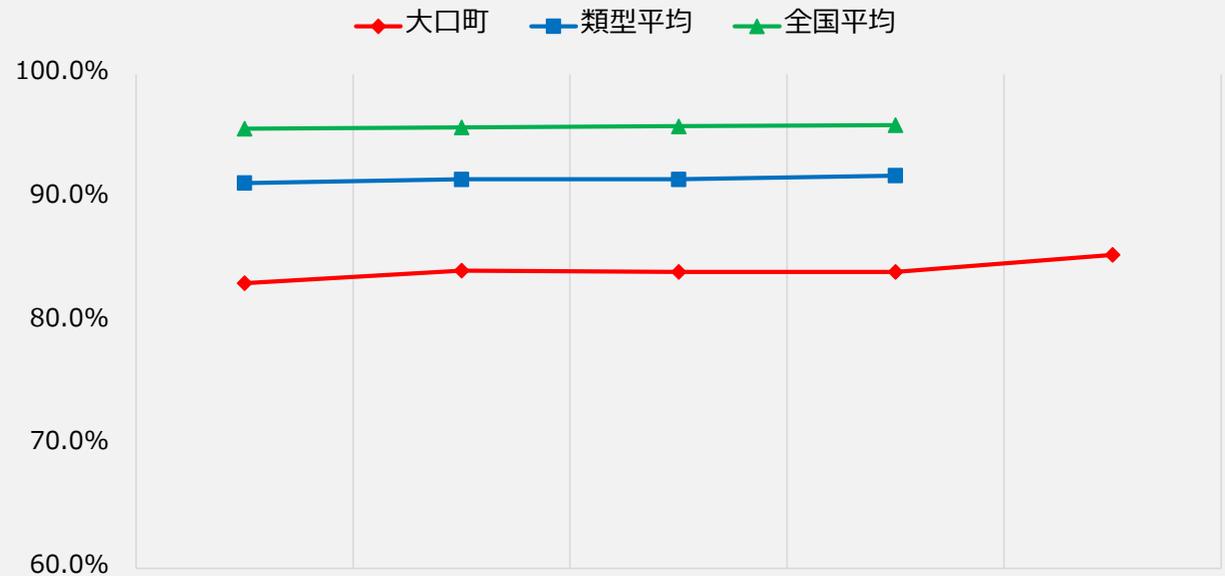
○算定式

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。公共用水域の水質保全、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。

・近年、水洗化率は向上しているものの、類型平均、全国平均を下回っている。100%に近づけていくことが望まれる。

・下水道未接続者への接続啓発を行うなど、下水道への接続を促進していく必要がある。

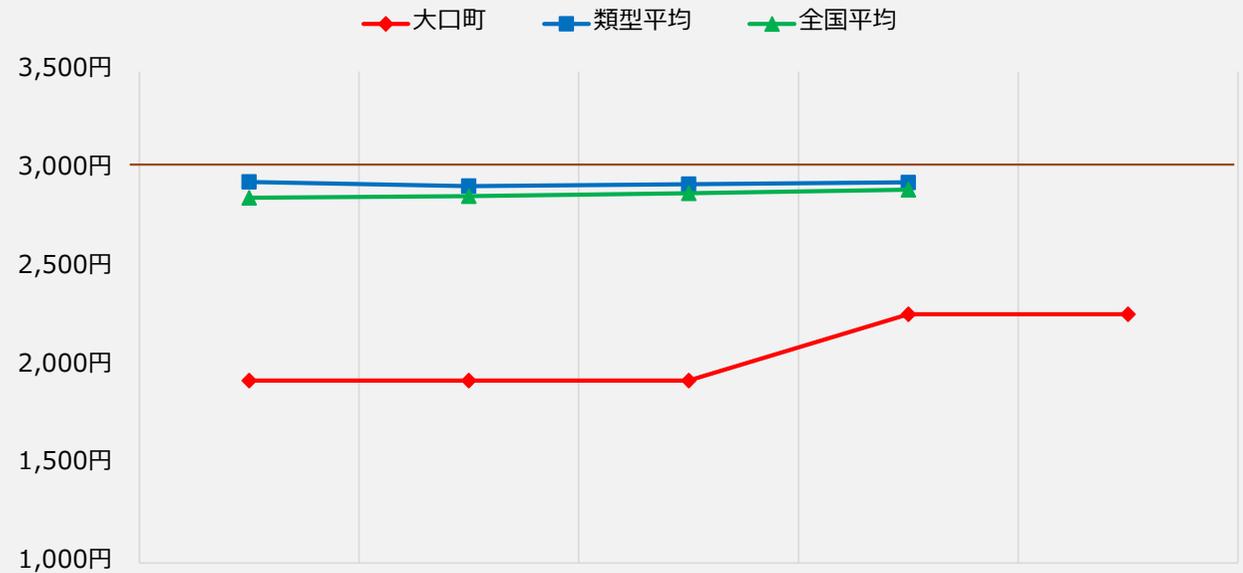


	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大口町	83.1%	84.1%	84.0%	84.0%	85.4%
類型平均	91.2%	91.5%	91.5%	91.8%	
全国平均	95.6%	95.7%	95.8%	95.9%	

一般家庭用使用料（20m³/月）

平成26年に総務省から、平均使用料単価150円（20m³/月あたり3,000円）を目指すべき指標として示している。

・令和5年度に使用料の改定をしたが、類型平均、全国平均と比較しても、一般家庭用の使用料が比較的安価であることを示している。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大口町	1,929円	1,929円	1,929円	2,266円	2,266円
類型平均	2,939円	2,918円	2,927円	2,936円	
全国平均	2,858円	2,866円	2,881円	2,899円	

次回の経営審議会

時期 令和8年1月頃を予定

議題 ウォーター P P P 他